

老人保健の今とこれから

老人保健制度は、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるように国民が協力して支える制度です。老人保健の医療費はここ数年、総額では横ばい傾向にありますが、一人当たりの医療費は依然として増加しています。こうした中で、現役世代と高齢者世代の負担を明確化して、公平で分かりやすい制度にするため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が始まります。

老人一人当たり医療費 引き続き増加する傾向

市の老人保健医療費は、17年度で約36億5,200万円を支出しています。16年度と比較してわずかに減少していますが、ほぼ横ばいの傾向が続いています。

老人医療費の対象者は、14年度から75歳に対象年齢が引き上げられていることから若干減少していますが、一方で一人当たりの医療費は67万円と16年度と比較して4.6%増加し、引き続き増加する傾向となっています。

将来にわたって安心して医療を受けるためには、老人保健制度が不可欠です。この制度を支えていくため、老人保健制度の現状をよく理解し、

医療費の有効活用を考えましょう。

健康で長生きするため 運動と栄養バランスを

受診原因の内訳グラフに示されているとおり、医療機関で受診する原因の中で最も多い割合を占めるのが高血圧性疾患で、全体の22%にもおよんでいます。

高血圧性疾患は、動脈硬化や心筋梗塞など、心臓や血管に関連する病気を引き起こしますが、こうした生活習慣病は、日ごろの生活を改善することで防ぐことができます。栄養バランスの取れた食事と適度な運動を心掛け、高血圧にならないような生活習慣を身に付けましょう。

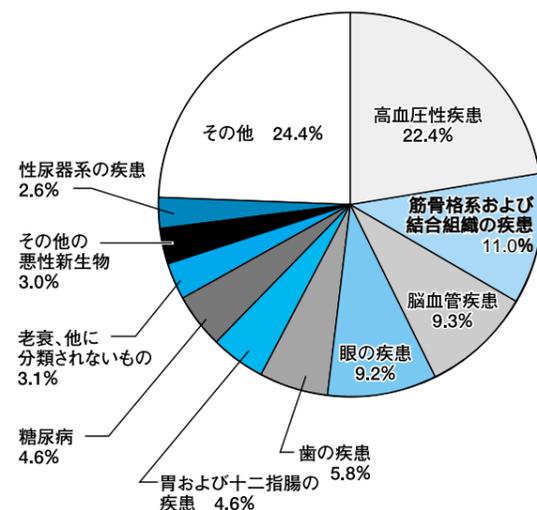
加入者全員で支え合う 後期高齢者医療制度に

20年4月から、現在の老人保健制度は、市町村単位ではなく、県内の全市町村で構成する岩手県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に移行します。

新制度による医療費の窓口負担額については、これまでどおりですが、保険料は加入する皆さん全員の負担となります。

保険料の決め方など、詳しい制度の内容については、今後決定されますので、決まり次第、広報などで皆さんにお知らせします。
■問い合わせ先 市生活福祉部市民健康課国保係 ☎761-2111、内線1145

●受診原因の内訳



●老人医療費の状況

	平成16年度	平成17年度	増加率
老人医療費対象者	5,711人	5,451人	-4.6%
受診件数	132,487件	138,927件	4.9%
受診日数	271,988日	258,553日	-4.9%
老人医療費の総額	3,658,728,257円	3,652,269,417円	-0.2%
一人当たり医療費	640,646円	670,018円	4.6%

市民憲章を市役所本庁舎前の石碑に刻みました

～市民憲章と市の花・鳥・木の応募ありがとうございました～

平成18年11月3日に制定した市民憲章が市民の皆さんに親しまれるよう、市役所本庁舎前の石碑に刻みました。これは旧西根町民憲章碑の文を八幡平市市民憲章に書き替えたものです。今後は広く市民の皆さんに市民憲章に込められた意義や思いが理解され、市民と行政が力を合わせてまちづくりを進めていくため、さらに周知に努めていきます。



市役所本庁舎前の石碑に市民憲章が刻まれました

「文章は前文と本文の2部構成で、分かりやすく親しみやすい表現のもの」などの理由から、伊藤勇一さん(松尾寄木)の作品が採用原文となる最優秀賞、津志田勇孝さん(平館)の作品が優秀賞に選ばれました。

選定委員会では、「より市民憲章にふさわしい内容に」という観点から採用作品の表現内容を検討し、一部補作を加えたうえで、八幡平市にふさわしく、親しみやすい市民憲章を作成しました。

市のシンボルとなる花・鳥・木については、応募された意見10点(花：2種類、鳥：2種類、木：7種類)を基に、「八幡平市のイメージにふさわしいもの」「市民になじみが深いもの」「市民に親しみがあるもの」といった面から選考した結果、花は「リンドウ」、鳥は「ヤマドリ」、木は「アカマツ」に決定しました。

選定委員会で決定した市民憲章と市の花・鳥・木は、10月6日にその選定結果が市長に報告され、11月3日に制定告示しました。



最優秀作品として伊藤勇一さんを表彰しました

八幡平市市民憲章

八幡平市は、岩手山・八幡平・安比高原の裾野に広がる大自然に恵まれた農(みのり)と輝(ひかり)の大地です。わたくしたちは、心を一つにして、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちをつくらせます。
- 一、わたくしたちは、心身をきたえ、活力にみちたまちをつくります。
- 一、わたくしたちは、ふれあいを大切に、人情あふれるまちをつくります。
- 一、わたくしたちは、共に学び働き、暮らしのゆたかなまちをつくります。
- 一、わたくしたちは、限らない未来に向け、希望にもえるまちをつくります。

平成十八年十一月三日制定